



平成 27 年 7 月 3 日

各 位

会 社 名 株式会社 アートネイチャー
代 表 者 名 代表取締役会長兼社長 五十嵐 祥剛
(東証第一部・コード7823)
問 合 せ 先 取締役兼上席執行役員経営企画部長 内藤 功
電 話 03-3379-3228

株主代表訴訟の上告審に関するお知らせ

平成 26 年 12 月 12 日付「株主代表訴訟の上告等に関するお知らせ」にて公表いたしました、当社株主 4 名が上告及び上告受理申立てをしていた株主代表訴訟（以下、「本件株主代表訴訟」といいます。）に関し、最高裁判所は、平成 27 年 6 月 30 日、上告を棄却し、上告受理申立ても不受理とする旨決定しました。これにより、当社取締役らが本件に関し、一切の損害賠償責任を負わないことが確定しましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 決定のあった裁判所及び年月日

最高裁判所第 3 小法廷 平成 27 年 6 月 30 日

2. 訴訟の経緯

本件株主代表訴訟は、当社株主 4 名（以下、「原告ら」といいます。）が、平成 18 年 3 月 9 日開催の臨時株主総会決議に基づいて当社が行った第三者割当増資（以下、「本件第三者割当増資」といいます。）の割当価額（以下「本件割当価額」といいます。）が著しく低廉であり、これにより当社に損害を与えたとして、当社取締役 5 名（本件株主代表訴訟提起時点でうち 2 名は退任済み）及び監査役 3 名（以下、「当社取締役ら」といいます。）に対し、8 億 168 万円の損害賠償を請求していたものです。

東京地方裁判所は、平成 26 年 6 月 26 日、本件割当価額は著しく不公正なものでないとして原告らの請求を棄却しました。

原告らは、第 1 審判決を不服として東京高等裁判所に控訴しましたが、同裁判所は、平成 26 年 11 月 26 日、控訴を棄却しました。

その後、原告らは控訴審判決を不服として、最高裁判所に上告及び上告受理申立てを行っていましたが、今般、最高裁判所は、上告を棄却し、併せて上告受理申立ても不受理とする旨決定したものです（以下、「本決定」といいます。）。

3. 本決定の内容

本決定の内容は以下の通りであります。

- (1) 本件上告を棄却する。
- (2) 本件を上告審として受理しない。
- (3) 上告費用及び申立て費用は上告人兼申立人の負担とする。

4. 本件株主代表訴訟の結果

本決定により、本件割当価額は著しく不公正なものではないこと、及び本件第三者割当増資を決議した当社取締役らが一切の損害賠償責任を負わないことがいずれも確定いたしました。

また、本件株主代表訴訟の終結により、本日現在、当社における株主代表訴訟は存在いたしません。

5. 今後の見通し

本決定が当期業績に与える影響はありません。

以 上